

別表第1 届出対象行為の届出日（第4条関係）

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	建築基準法	第6条第1項または第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
		第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
		第43条第2項第1号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
		第43条第2項第2号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
	第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前	
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第17条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第5条第1項から第5項までの規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
建築物の耐震改	第17条第1項の規定による計画	申請の日の	

	修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）	の認定の申請	30日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）	第4条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）	第53条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）	第34条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩	建築基準法	第88条第1項または第2項において準用する同法第6条第1項または第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（都市計画法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。）	申請の日

の変更	行為の着手		着手する日 の30日前
法第16条第1項 第3号の都市計 画法第4条第12 項に規定する開 発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発 行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項の規定による 開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日 の30日前